

山柔協第21-303号
令和3(2019)年4月5日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 砂 川 利 和
(会長印を省略しています)

2021年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会山口県予選会
の開催について (通知)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記予選会を別添の要項により開催しますので周知等について、よろしくお願
いします。

2021年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会山口県予選会開催要項

- 1 主 催 一般社団法人山口県柔道協会
- 2 主 管 周南市柔道協会
- 3 日 時 令和3年5月9日(日) (徳山大学柔道場)
 - ・男子 受付：8時30分～9時 試合開始：9時30分
 - ・女子 受付：14時～14時30分 試合開始：15時

※計量(公式計量及び非公式計量)：5月8日(土) 17時00分～18時00分)

学び・交流プラザ 1階 男子：多目的ホールフロア 女子：交流室1

746-0016 山口県周南市中央町4番10号 Tel：0834-63-1188

※添付の「新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について」の健康状態申告書提出以外
のことを遵守すること。

※上記時刻による計量ができない場合は、申込時に理由を記載して申請のこと。

- 5 会 場 徳山大学柔道場
〒745-0801 周南市孝田町64-2 徳山大学総合グラウンド第2記念館
TEL0834-28-9379

6 参加資格

- (1) 選手は日本国籍を有し、山口県内の住居者又は在学者(勤務者)であること。
- (2) 選手は(一社)山口県柔道協会に所属し(公財)全日本柔道連盟登録者であること。
- (3) 年齢は、平成13年(2001年)1月1日以後、平成18年(2006年)12月31日以前の出生者であること。
※2021年中に15歳から20歳になる者。
- (4) 添付の「新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について」に同意するとともに、これを遵守すること。

7 体重区分

- (1) 男子8階級
 - ①60kg級 ②66kg級 ③73kg級 ④81kg級 ⑤90kg級
 - ⑥100kg級 ⑦100kg超級
- (2) 女子8階級
 - ①48kg級 ②52kg級 ③57kg級 ④63kg級 ⑤70kg級
 - ⑥78kg級 ⑦78kg超級

8 試合方法

- (1) 原則として、各階級トーナメント戦とする。
- (2) 最新の国際柔道連盟試合審判規程により行う。
試合時間は4分間とし、優勢勝ちの判定基準は、「技あり」以上とし、得点差がない場合は、時間無制限の延長戦(ゴールデンスコア方式)により勝敗を決する。

9 服 装

全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣（上衣、下衣、帯）を使用すること。

10 参加料

- (1) 一人2,000円 当日会場受付で納入のこと。
- (2) 組合せ終了後、欠場した場合も参加料を徴収する。

11 表彰

各階級1位、2位、3位を表彰する。

12 出場資格

各階級1位、2位の者に、2021年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会中国地区予選会の参加資格を与える。

13 参加申込

- (1) 参加申込は所定の申込書に必要事項を記入し、原則として電子メールで申込みこと。（申込書のエクセルファイルは、周南市柔道協会のホームページからダウンロードできます。）
- (2) 申込期限は、令和3年4月16日（金）必着（以後の申込は受け付けない）
- (3) 申込先 一般社団法人山口県柔道協会
電子メールアドレス： yjk@c-able.ne.jp
電話・FAX 083-924-9510
〒753-0871 山口市朝田引地581-2
- (4) 4月19日（月）までに受付した旨の電子メールで返信するので、当該メールが届かない場合は、4月22日（木）までに申込先にその旨連絡すること。

14 組合せ等

- (1) 組合せについて
 - ① 組合せは、当協会大会役員が行う。
 - ② 大会には、無断で欠場しないこと。
(無断で欠場の場合は、次回大会に参加できないものとする)
 - ③ 中国地区予選会は、令和3年7月18日（日）宇部市武道館（米子市）で開催される。

15 その他

選手及び指導者は次の事項を順守・了承すること。

- (1) 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- (2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること）
- (3) 大会中、脳震盪を受傷した者は、練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- (4) 大会中、脳震盪を受傷した者の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
- (5) 大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、別途保険に必ず加入して参加すること。
- (6) 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること。